

## 告 示

### 埼玉県告示第六百十三号

平成十二年埼玉県告示第五百八号（手数料を減免する建築物等について）の一部を次のように改正し、平成二十七年六月一日から施行する。

平成二十七年五月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示中「別表都市整備部の項第一号（ロを除く。）から第十二号まで」を「別表都市整備部の項第一号から第四号まで及び第六号から第十三号まで」に改める。